○厚生労働省告示第百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び20の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30079	削除	削除	削除	削除	削除	削除
30080	北海道	岩見沢市立総合病院	1.0451	0.0767	0.0273	0.0000
（略）						

改正前

別表第三

	都道府県	病院	基礎係数	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数	激変緩和係数
（略）						
30079	北海道	独立行政法人労働者健康安全機構北海道中央労災病院	1.0451	0.0683	0.0186	0.0000
30080	北海道	岩見沢市立総合病院	1.0451	0.0797	0.0304	0.0000
（略）						

○厚生労働省告示第百六十号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十九条の九第一号イ⑵の規定に基づき、令和八年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ⑵の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ⑵の規定に基づき厚生労働大臣が定める率

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者	○・九七八八〇
高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	一・〇四七六一

○厚生労働省告示第百六十一号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十七条第二項の規定に基づき、令和八年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び令和六年度における全保険者平均前期高齢者加入率を次のように公示する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率見込値	○・一三八六九二四
省令第十五条において読み替えて準用する省令第十条第一項に規定する全保険者平均前期高齢者加入率	○・一四三一四八一七

○厚生労働省告示第百六十二号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十六条第一項及び第二項並びに船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第二十八条及び附則第六条に基づき、令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（当該控除した額が令和八年度の子ども・子育て支援納付金（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定による子ども・子育て支援納付金をいう。以下同じ。）の納付に要した費用の額の十二分の一に相当する額を超える場合には、当該十二分の一に相当する額とし、当該控除した額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額

令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項及び第二項並びに船員保険法施行令第二十八条及び附則第六条に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額は、令和八年度における健康保険法施行令第四十六条第一項等に規定する厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額について次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

一　令和八年度において徴収した子ども・子育て支援金額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条の二第一項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百二十二条の二第二項の子ども・子育て支援金率を乗じて得た額をいう。）の総額から同年度の子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額を控除した額

二　令和八年度において健康保険法第百六十五条又は船員保険法第百二十八条に基づき前納された保険料額（子ども・子育て支援納付金の納付に充てることを予定している額